



建築物の外壁等に 木材を使用する ことができます

金沢市では、木の文化都市・金沢の推進に向けた取組を進めています。

木の文化都市を推進する上で、安全に外部に木を使用するため、建築基準法等の取扱いを整理し「金沢市における建築物外部への木材使用の取扱い」をまとめました。

建築物の外部へ木材を使用するなど、木質化を進めるうえで、参考としてください。

<建築物の外壁等への木材使用時の注意点>

- ✓ 事前に消防局予防課までご相談ください（住宅・長屋を除く）。
- ✓ 木材使用については原則3階以下に限定して下さい。
- ✓ 既存建築物に木材を張り足す場合は、構造耐力上支障がないか注意してください。
- ✓ 大臣認定等による外壁の外部に木材を使用する場合は取付方法に注意してください。

※令和5年7月1日運用開始

「金沢市における建築物外部への木材使用の取扱い」は
こちらからご覧ください⇒



お問い合わせ

【木の文化都市の推進・関連補助事業】
金沢市 都市整備局 都市計画課
TEL：076-220-2353/FAX：076-222-5119
MAIL: tokei@city.kanazawa.lg.jp

【建築基準法に関すること】
金沢市 都市整備局 建築指導課
TEL：076-220-2328/FAX：076-220-2134
MAIL: kenchiku@city.kanazawa.lg.jp

【木材外部使用の事前協議に関すること】
金沢市 消防局 予防課
TEL：076-280-2064/FAX：076-280-0020
MAIL: syoubou_y@city.kanazawa.lg.jp

金沢市では木の文化都市推進に向けた
取り組みを進めています
木の文化都市HP⇒

